

静岡県公安委員会規則第2号

静岡県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月17日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

静岡県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会公印規則（昭和62年静岡県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表2 (略)				別表2 (略)			
公印の保管責任者及び使用区分				公印の保管責任者及び使用区分			
番号	種別	保管責任者	使用区分	番号	種別	保管責任者	使用区分
(略)				(略)			
7	7号印	生活安全全部生活保安課長各警察署長下田警察署松崎担当次長天竜警察署水窪担当次長	1 猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、銃砲刀剣類製造等届出書、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書、講習修了証明書、指定通知書、教習射撃場指定書、練習射撃場指定書、教習用備付け銃等届出書、教習用備付け銃等変更届出書、猟銃等保管業届出書、 <u>猟銃等保管業廃止届出書、模造けん銃製造等届出書、模擬銃器製造等届出書、仮領置書、打刻命令書、年少射撃資格認定証、古物営業関係許可証、金属くず営業関係許可証、警備業関係成績証明書、探偵業届出証明書、風俗営業の営業許可証、風俗営業管理者証、店舗型性風俗特殊営業届出確認書、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書、火薬類運搬証明書、猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証、猟銃用火</u>	7	7号印	生活安全全部生活保安課長各警察署長下田警察署松崎担当次長天竜警察署水窪担当次長	1 猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、銃砲刀剣類製造等届出書、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書、講習修了証明書、指定通知書、教習射撃場指定書、 <u>教習資格認定証、練習射撃場指定書、練習資格認定証、</u> 教習用備付け銃等届出書、 <u>練習資格認定証、</u> 教習用備付け銃等変更届出書、 <u>準空気銃製造等届出書、模造拳銃製造等届出書、模造銃器製造等届出書、</u> 仮領置書、打刻命令書、年少射撃資格認定証、古物営業関係許可証、 <u>質屋許可証、金属くず行商の証、</u> 警備業関係成績証明書、探偵業届出証明書、風俗営業の営業許可証、風俗営業管理者証、店舗型性風俗特殊営業届出確認書、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、 <u>特定</u>

			薬類等消費（輸入）許可証、核燃料物質等運搬証明書、特定物質等運搬証明書及び届出対象病原体等運搬証明書に使用する。				<u>遊興飲食店営業許可証、特定遊興飲食店営業管理者証、火薬類運搬証明書、猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証、猟銃用火薬類等消費（輸入）許可証、核燃料物質等運搬証明書、特定物質等運搬証明書、届出対象病原体等運搬証明書、放射性同位元素等運搬届出書及び放射性同位元素等運搬指示書に使用する。</u>
			2～4（略）				2～4（略）
8	8号印	生活安全部生活保安課長 交通部運転免許課長 各警察署長 下田警察署松崎担当次長 天竜警察署水窪担当次長	<u>国外運転免許証、古物営業関係許可証、金属くず営業関係許可証、警備業関係合格証明書、警備業関係受検票、風俗営業管理者証、少年指導委員証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、技能検定通知書、技能講習通知書、年少射撃資格認定証、取消処分者講習終了証明書及び銃砲刀剣類販売業者等の使用人届出済証明書</u> に使用する。	8	8号印	生活安全部生活保安課長 交通部運転免許課長 各警察署長 下田警察署松崎担当次長 天竜警察署水窪担当次長	<u>金属くず行商の証、警備業関係合格証明書、警備業関係受検票、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、少年指導委員証、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、技能検定通知書、年少射撃資格認定証、銃砲刀剣類販売業者等の使用人届出済証明書、国外運転免許証及び取消処分者講習終了証明書</u> に使用する。
(略)				(略)			
16	16号印	交通部交通指導課長 交通部運転者教育課長		16	16号印	生活安全部生活保安課長 交通部交通指導課長 交通部運転者教育課長	1 他機関からの照会に対する回答書、聴聞に関する通知書、弁明に関する通知書、指示書、許可取消処分通知書、営業停止処分通知書、営業停止命令書、営業廃止命令書、 <u>猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、仮領置書、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書、講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、技能講習通知書、銃砲刀剣類</u>

				<p>1～3 (略)</p>			<p><u>関係保管書、認知機能検査結果通知書、古物営業関係許可証、質屋許可証、金属くず商許可証、金属くず行商の証、警備業関係認定証、警備業関係資格者証、警備業関係受検票、警備業関係講習修了証明書、警備業関係成績証明書、警備業関係講習通知書、探偵業届出証明書、風俗営業の営業許可証、店舗型性風俗特殊営業届出確認書、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書、特定遊興飲食店営業許可証、管理者講習通知書、認定通知書、確認証明書、検定通知書、承認通知書、管理者講習の実施計画の承認について、調査業務依頼書、火薬類運搬証明書、猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証、核燃料物質等運搬証明書、運搬証明書書換え申請書受理証明書、届出対象病原体等運搬証明書、放射性同位元素等運搬指示書及び特定物質運搬証明書に使用する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
--	--	--	--	----------------	--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に静岡県公安委員会公印規程（平成20年静岡県公安委員会規程第3号）第6条第1項又は第2項の規定に基づき改正前の静岡県公安委員会公印規則別表2に規定する1号印の使用区分により同条第1項の事前押印又は同条第2項の印影印刷が行われている用紙のうち、改正後の静岡県公安委員会公印規則別表2に規定する16号印の使用区分に該当するものは、改正後の同表の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。